

※保育所(園)は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、子どもたちが一日快適に生活できることが大切です。

※保育所園児がよくかかる下記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけの医師の診断にしたがい、登園届の提出をお願いいたします。なお、保育所(園)での集団生活に適應できる状態に回復してから登園するよう、ご配慮ください。

※登園の際には、下記の登園届の提出をお願いいたします。

登園のめやすは、子どもの全身状態が良好であることが基準となります。

<保護者記入用>

| 登 園 届 (保護者記入) | |
|------------------------------------|------------------|
| _____ 保育所(園)長殿 | 児童氏名 _____ |
| | 生年月日 _____ |
| 病 名 _____ と | |
| 医療機関名 _____ において診断され、 | |
| 登園のめやすを参考に、症状が回復すれば、登園可能と診断されています。 | |
| 年 月 日 症状が回復し、 | |
| 集団生活に支障がない状態となりましたので登園いたします。 | |
| 保護者氏名 _____ | 印 (またはサイン) _____ |

○医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が必要な感染症

| 病 名 | 感 染 し や す い 期 間 | 登 園 の め や す |
|---------------------------|---|--------------------------------|
| 溶連菌感染症 | 適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後 1 日間 | 抗菌薬内服後 24~48 時間経過していること |
| マイコプラズマ肺炎 | 適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間 | 発熱や激しい咳が治まっていること |
| 手足口病 | 手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間 | 発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること |
| 伝染性紅斑 (リンゴ病) | 発しん出現前の 1 週間 | 全身状態が良いこと |
| ウイルス性胃腸炎 (ノロ、ロタ、アデノウイルス等) | 症状のある間と、症状消失後 1 週間 (量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要) | 嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること |
| ヘルパンギーナ | 急性期の数日間 (便の中に1か月程度ウイルスを排泄しているので注意が必要) | 発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること |
| RSウイルス感染症 | 呼吸器症状のある間 | 呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと |
| 带状疱疹 | 水疱を形成している間 | すべての発しんが痂皮化してから |
| 突発性発しん | | 解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと |

出典:厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」より

那覇市こどもみらい部 こどもみらい課 Tel:861-6903

(H23.09)改定